

「国の行政機関の定員の純減について」の２（１）及び（２）に掲げられた重点事項に係る事項別純減数

「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年６月30日閣議決定）の２（１）及び（２）に掲げられた重点事項について、平成19年度機構・定員審査過程等において取りまとめた純減数は以下のとおりである。

府省名	重点事項名	17年度末定員	22年度までの 純減目標 (業務見直しによる 純減目標数) ^{注1)}	19年度純減数 (業務見直しによる純減数) ^{注1)}		18年度及び 19年度の純 減数の合計	見直しの主な内容
					うち 地方支分部局		
法務省	登記・供託関係	10,253	▲759＋定員管理による純減 (▲759)	▲228 (0)	▲228	▲453	・登記事項証明書の交付等の証明事務における市場化テスト実施による民間委託 ・登記申請事件等処理事務のオンライン利用率50%実現 ・法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による合理化
財務省	国有財産管理関係	1,777	▲181 (▲45)	▲33 (▲6)	▲33	▲61	・行政財産関係におけるＩＴの活用等 ・普通財産関係におけるＩＴの活用等、民間委託 ・公務員宿舍関係におけるＩＴの活用等、民間委託
厚生労働省	社会保険庁関係 ^{注2)}	17,365	▲3,000以上 (▲2,000程度)	▲277 (0)	▲296 ^{注3)}	▲541	・「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」に基づき、政府管掌健康保険の公法人への移管 ・同計画に基づき、業務の外部委託等 ・社会保険庁改革に伴う業務の見直し等の整理合理化
	国立高度専門医療センター関係 ^{注4)}	5,629	▲5,600程度 (▲5,600程度)	—	／	—	・必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、機能の充実を図りつつ、非公務員型独立行政法人化
	ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係 ^{注2)}	17,178	▲738＋定員管理による純減 (▲738)	▲410 (▲180)	▲410	▲601	・職業紹介関連業務の市場化テストを含む民間委託 ・労働保険の適用・徴収関連業務の民間委託、社会保険との滞納整理の一元化等

府省名	重点事項名	17年度末定員	22年度までの 純減目標 (業務見直しによる 純減目標数) ^{注1)}	19年度純減数 (業務見直しによる純減数) ^{注1)}		18年度及び 19年度の純 減数の合計	見直しの主な内容
					うち 地方支分部局		
							・雇用保険三事業の助成金の審査・支給業務の効率化
農林水産省	農林統計等関係	5,008	▲2,406 (▲1,106)	▲555 (▲295)	▲555	▲815	・実地調査の原則廃止 ・企画・取りまとめ業務の合理化 ・管理業務の合理化 ・情報部門における業務内容の重点化 ・農林統計等関係の見直しに伴う機構面の整理合理化
	食糧管理等関係	7,393	▲2,196 (▲989)	▲499 (▲258)	▲499	▲740	・主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務に係るシステムの最適化 ・農産物検査業務における国の関与の縮減 ・米穀の生産調整及び米麦の生産・流通調査業務の調査方法等の見直し ・食品表示監視業務の実施方法等の見直し ・食品価格・需要動向調査業務の調査方法の見直し ・管理業務の合理化 ・食糧管理等関係の見直しに伴う機構面の整理合理化
	森林管理関係	5,264	▲2,410 (▲2,041)	▲92 (0)	▲92	▲185	・業務の効率化 ・人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行 ・国有林野事業特別会計の見直しに伴う機構面の整理合理化等
国土交通省	北海道開発関係	6,283	▲1,003 (▲386)	▲179 (▲27)	▲179	▲303	・現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託の大幅拡大 ・北海道開発関係の見直しに伴う機構面の整理合理化
	官庁営繕関係	1,199	▲122 (▲50)	▲26 (▲8)	▲24	▲43	・「保全業務支援システム」の利用の普及促進

府省名	重点事項名	17年度末定員	22年度までの 純減目標 (業務見直しによる 純減目標数) ^{注1)}	19年度純減数 (業務見直しによる純減数) ^{注1)}		18年度及び 19年度の純 減数の合計	見直しの主な内容
					うち 地方支分部局		
							・ 位置・規模・構造の基準の設定等に関する 基礎的調査業務の民間委託の拡充
	国土地理院関係	797	▲70 (▲20)	▲15 (▲4)		▲24	・ 公共測量の指導・調整に関する業務の外部 委託 ・ 内部管理業務の効率化・合理化
	自動車登録関係 ^{注2)}	930	▲138 (▲10)	▲39 (▲1)	▲39	▲89	・ 登録事項等証明書の交付業務の民間委託 ・ その他の登録業務の効率化 ・ 回送運行許可等の登録関係業務の効率化
	気象庁関係 ^{注2)}	5,958	▲192＋定員管 理による純減 (▲192)	▲91 (▲3)	▲97 ^{注3)}	▲172	・ 解説業務の遠隔化、観測業務の自動化の実 施 ・ 機械化・自動化の進展を反映した予報・観 測業務の効率化
防衛省 ^{注5)}	防衛施設関係 ^{注6)}	3,103	▲311 (▲51)	▲91 (▲31)	▲49	▲128	・ 防衛施設建設の公共事業支援統合情報シ ステム（CALS／EC）の利用促進の徹底 を含む事務全体の効率化 ・ 業務・システムの最適化による業務の効率 化・合理化 ・ 技能・労務職員の採用抑制、民間委託等の 推進による合理化 ・ 公共事業関連業務の見直し、民間委託等 による合理化 ・ 営繕業務の民間委託の推進による業務の合 理化 ・ 内部管理業務の効率化・合理化
合 計				▲2,533 ^{注7)} (▲813)	▲2,499 ^{注7)}	▲4,151 ^{注7)}	
				〔参考〕 地方支分部局 全体の純減数	▲2,504		

- 注 1) 「22年度までの純減目標」欄及び「19年度純減数」欄の括弧書きの数字は、それぞれ業務の大胆かつ構造的な見直しによる22年度までの純減目標数、業務の大胆かつ構造的な見直しによる19年度純減数を示す。
- 注 2) 社会保険庁関係、ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係、自動車登録関係及び気象庁関係については、このほかに省庁間・部局間の定員の振替を行っているため、「17年度末定員」と「18年度及び19年度の純減数の合計」との和は19年度末定員と一致しない。
- 注 3) 社会保険庁関係及び気象庁関係については、内部部局等において増員の配分が定員合理化数を上回っているため、地方支分部局の純減数の方が全体の純減数よりも多くなっている。
- 注 4) 国立高度専門医療センター関係については、22年度に非公務員型独立行政法人となる。
- 注 5) 防衛省については、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（防衛省移行法）の成立に伴い、平成19年1月9日に移行予定。
- 注 6) 防衛施設関係の業務見直し等の内容については、「平成19年度減量・効率化方針」の総論の大項目番号2を参照。
- 注 7) 北海道開発関係と官庁営繕関係とで重複（18年度2人、19年度2人）があるため、合計欄の純減数は重点事項別の純減数の合計と一致しない。
- 注 8) 「国の行政機関の定員の純減について」の2(1)及び(2)に掲げられた重点事項のうち、行刑施設関係については、「増員幅の抑制に努める」とこととされ、純減目標が定められていないため、本表には掲載されていない。